

大和市保育所設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 2 月 26 日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第 2 号

大和市保育所設置条例施行規則の一部を改正する規則

大和市保育所設置条例施行規則（昭和 62 年大和市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表大和市立若草保育園の項を削る。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。